

参議院内閣委員会會議録第二十五号

昭和三十一年四月二十一日(火曜日)
午前十時五十七分開会

委員の異動

四月二十日

補欠選任

山本 利壽君 石原幹市郎君
植木 光教君 重政 庸徳君
村山 道雄君 上林 忠次君

四月二十一日

補欠選任

上林 忠次君 村山 道雄君

出席者は次のとおり。

委員長 三木與吉郎君
理事 石原幹市郎君
下村 定君
伊藤 顕道君

委員

大谷藤之助君
栗原 祐幸君
源田 実君
小柳 牧衛君
塩見 俊二君

林田 正治君
村山 道雄君
松本治一郎君
山本伊三郎君
鬼木 勝利君
向井 長年君

委員以外の議員

発議者 草葉 隆圓君

政府委員
総理府総務長官 野田 武夫君

宮内庁次長 瓜生 順良君
皇室経済主管 小畑 忠君
事務局側
常任委員 伊藤 清君
会専門員 伊藤 清君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○旧金鰯勲章年金受給者に関する特別措置法案(草案)附外十六名(発議)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(三木與吉郎君) これより内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

四月二十日、山本利壽君、植木光教君及び村山道雄君が委員を辞任され、その補欠として石原幹市郎君、重政庸徳君及び上林忠次君が選任されました。

また、本日上林忠次君が委員を辞任され、その補欠として村山道雄君が選任されました。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、ただいま御報告いたしましたとおり、村山理事が一たん委員を辞任されましたが、理事に欠員を生じたので、その補欠を互選したいと思ひます。互選は、先例により投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三木與吉郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に石原幹市郎君を指名いたします。

○委員長(三木與吉郎君) では、旧金鰯勲章年金受給者に関する特別措置法案を議題といたします。

本案につきましては、すでに質疑を終局いたしておりますので、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○山本伊三郎君 旧金鰯勲章年金受給者に関する特別措置法案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして、反対の意見を述べたいと思ひます。

本案第一条に規定しているところを見ますと、「旧金鰯勲章年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われ、かつ、老齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その処遇の改善を図るため、特別の措置として一時金を給すること」云々と書いてあります。

かつてこの法案に對しまして、同僚議員なり、あるいは参考人、憲法学者なり、当事者が参考意見を述べておられます。しかし、われわれといたしましては、納得のできない法律案として今日まで来ましたが、ここで明らかにわれわれとして述べたいのは、本案は、旧金鰯勲章そのものの復活ではない、すなわち年金受給者のかつて受けていた経済的処遇が失われたので、こ

れを補償するのだ、こういう趣旨であるようにあります。提案者の答弁を會議で見ましても、そういう趣旨が述べられております。また、参考人としての大石教授の供述の中にもそれがうたわれております。旧金鰯勲章そのものに對する年金であれば憲法上これは違憲であるということが大石教授、いわゆる賛成の立場の参考人も述べられております。間違つたらいいませんので、そこで會議をもう一回読んでおきますけれども、こういうことを言っておられます。「本案の内容は、旧金鰯勲章制度の復活であれば、もちろん憲法第十四条第三項に違反することになります。しかし、疑いもなく、本案の内容は栄典としての金鰯勲章制度そのものの復活ではなく、敗戦による経済的既得権の剝奪に對する国家補償をその本質としております。」こういうことを述べておられます。私は、賛成者の立場の大石教授も、こう述べられておられるところに大きな意義があると思う。したがって、問題は、金鰯勲章そのものの問題でなくして、これらの人々について経済的の失われた処遇をどう国家が補償するかという問題にかかつておられると思う。そこで、もしそうでなければ金鰯勲章といういわゆる評価価値が失われております。法律語で言えば原権がもうすでない。したがって、それに対する請求権というものはあり得べきでない。したがって本案は、新たにこういう人々のために権利を創設しようという法律案だとわれ

われは認識しておる。しからば国家財政支出を伴う本案がそれだけの社会的な価値があるかどうかという一点にかかつておられると思ひます。大石教授は、それを稱していわゆる国家政策上のいわゆる措置として妥当である、こう述べられております。しからばどういふ意味で妥当であるかという教授の意見を見てみますと、こういうことを言っておられます。

「本案における一時金の給与対象になつてゐる人々は、国の至上命令なるがゆゑに個人の賛否をこえて、」次が問題だと思ひます。「自分を捨てて國家の悠久性を維持するために特別の働きをした人々であります。」いわゆる金鰯勲章というものは、それはもう阻却されておる。そういう國家悠久性を維持するために身を捨てて働いたということが、この權利創設の一つの大きな要素だと言われております。私は質問の機会がなかつたので、提案者から聞いておりませんけれども、おそらく提案者もそういう気持ちでこの權利創設の法律案を出されたと思ひます。

が、そこに一つの大きな問題がある。しからば、金鰯勲章というものは全然それはもう問題でない。旧金鰯勲章を受給する、その權利を失われた人々に對して特別に一時金をここに与える權利創設が妥当であるかどうか。これは私は一にかかつてここに問題があると思ひます。少なくともわれわれが國民の委託を受けて國家の財政支出を伴うところの法律案を考へるときには、社会性

といたしまして、また、価値評価の認定にいたしても、厳格に考えなければいかぬと思ひます。

もうすでに憲法論議はされておりますので、私はあえて申しませんけれども、憲法論から言つては、これは両者のおの意見が違ひます。大石教授は憲法第十四条第一項並びに第三項に違反しない。そのゆゑは、いま申しましたように、旧金鵄勲章の復活でないからいいのだ、一にかかつて国家の政策だと言つておられますが、他の二人の鈴木、中村教授は、憲法そのものに違反するのだ、こう言われておりますから、ここで憲法論議をいたしません。賛成せられておる大石教授の、いま申しましたように、新しい権利の創設に値する価値があるかどうか、これはわれわれの反対の一つの論議の焦点になると思ふ。これすらも価値がないとなれば、この法律案はわれわれ国民の前にこれを成立させることはできない。そこでこの点につきまして若干意見を述べておきたいと思ふのです。

そもそも国家財政支出、出ということ、これはもう厳格にやらなくちゃいけません。第一の国家財政支出の要点といたしましては、いわゆる合社会性、社会性に合つては、いわゆる合社会性の要点だとわれわれは認識しております。また、それは憲法学者もそう言つておると思ふのです。それを大石教授は、先ほど申しましたように、国家の悠久性の維持のために身を捨ててやうと思ふ。しかし、それだけでは決して私は国家財政支出をわれわれが認めるわけにいかない。合社会性があるからといつて、そこにやはり全部が――

合社会性があるからといつて、すべて国家財政支出をするということは、限界ある国の財政ではできません。そこでわれわれの判断の基準になるのは、その合社会性の価値判断の基準をどこに置くかということであり、もうすでに金鵄勲章ということは問題でない。この人が過去にとられた行動そのものが合社会性であるというならば、その次に価値判断の基準をどこに置いたかということ。私はあえて言ひますけれども、いわゆる至上命令として戦争に行かれたということ自体はわれわれとしてはきわめて敬意を表することであつたであらう。私はちやうど明治三十九年の一月二十五日生まれであります。日露戦争が済んだその直後に生まれたのです。小学校を通じて戦争につながつた、いわゆる日露戦争のいろいろな物語が教えられ、唱歌は全部軍歌で教えられた人間であります。その当時私の母が、一つの例であります、紡績の女工をしておりまして、私がいつも――その当時は、御存じのように、昼夜二交代です。深夜の業務をやらされておりました。そのとき母がどう言ひましたか。いま自分がつむいでおるこの織物で、あの満州の零下何度という寒い所で働いておる兵隊さんに着てもらうためにやつておるのだということでありました。その人は決して誇りもなければ、自分の使命として働いておつたと思ひます。これは私の母だけではありません。その当時の紡績女工は全部そうである。それがために肺病で胸をわずらつて死ぬ人を日々われわれは目の前に見せられた。その当時の母は、夜勤で非常に疲

れて、あの人もなくなつた。こういうことで、その当時の日露戦争の戦いの中でいろいろな国民全体――紡績女工だけではなく、軍需産業の労働者も農民もすべて、先ほど大石教授の例を引きましたけれども、日本の国の悠久性を維持するために私は働いたと思ふ。そういう人々に対して一体何を与えられたか。戦争が済んだ後に、いわゆる操短によつて首切りだけ。悠久性の維持のために働いた価値評価は私は決してこの人たちだけでは足りないと思ふ。もちろん戦地におもむいていろいろ苦勞された方々、そういう方々に対しては、もちろんそういう価値評価をしてほしいであらうけれども、これだけのことで、限られた人だけに特別の経済的の措置をするということとはわれわれとしては納得のできない第一点であります。

次に、旧金鵄勲章のこれが却却され、これが全然問題でないと言われるけれども、どうも提案者の答弁なんか聞いておりましたと、やはり旧金鵄勲章を持つておつた人といふことが一つの点になつておるようでありました。そこで私は第二点として、これに対して納得できないのは、いまの国会、また、いまの政治形態は民主主義の政令第七十三号、明治二十三年だと思ひますが、制定されました。私は民主主義の原則からいきました、旧金鵄勲章年金令そのものが、はたして、国民全体とはいわなければ、はたして、国民全体に入つた勅令であるかどうかといふことを一つの問題としたのであります。勅令は御存じのように、天皇の命令でつくられた一つの法律形態であり

ます。これと同じような関係にあるようであり、本質的に違ふのは恩給法であります。恩給法は軍人に対する昭和二十八年にこれが復活いたしました。恩給法の復活については、われわれはそのやり方について反対であつたけれども、本質的に反対はしておらない。そこにこの金鵄勲章年金令との間に問題がある、本質的にいって、恩給法におきましては、戦前の法律でありますけれども、一応立憲的な立場で、衆議院の議論の後につくられたといふ法律であります。恩給法であります。旧金鵄勲章年金令といふものは、そういう過程を経ておらない、国民の知らない中にそれがつくられたものであつて、それを国家財政支出で出そうといふことは、今日の憲法下にある民主主義の国民を代表したこの国会で、その国民の意思の入つてない旧金鵄勲章年金令に対して、われわれは国家財政支出をすることは第二点として許さないところであります。

以上、いろいろありますけれども、もうすでに討論採決の場になつておりますから、ただ大きな点だけを申し上げましたが、最後に私は、この年金受給者に関係する対象者の立場の方々に一言言つておきたいと思ふ。なるほど私は、おのおのその人々の個人感情からいって耐え切れぬものがあると思ふ。しかし、私は、先ほど大石教授のこゝろでありまして、いわゆる国家のために、国家の悠久性維持のためにやられた。けれどもその功績といふものは、金鵄勲章や、または七万円程度のお金をもらつたからといつて納得されるものではないと思ふ。もし

ば、別に国家として救済する方法がありません。厳然として憲法第二十五条といふものがありますから、私は単に七万円の金をほしいというだけでそれほどこきゅうきゅうとしてこの法律案を熟望されておると思ひない。かつて自分のなしてきたところの功績といふものを、老後できたところの功績といふものを、表徴してもらいたいといふきわめて強いそういう熱望があると思ひ私はそういう方々に対しては、単に金鵄勲章があるから、七万円の金をもらつたからといつてこれが済むものじゃありません。島本参考人だと思ひますけれども、切々としてこの委員会を参考人として述べられております。廣瀬中佐の例も述べられております。なるほど、私はこの当時教育を受けた者として、廣瀬中佐のあの態度に対してはいまもなお印象深く残つております。しかし、廣瀬中佐が偉いといふことは、旅順港の封鎖作戦に参加して、みづから艦を沈めて、そうしてやつたという戦功もありましたけれども、あの人が須田町の銅像になつたという原因は、もうすでに艦が沈まんとして、その中に一人部下の杉野兵衛長がおらないうでさがしたこの人間愛が私はあの人の大きな光つた人間の価値であると判断いたしております。したがつて、私は、そういうみづからやられたことについては、そういう一時金をもらつたからどうだとかいふことになつて、みづからやつたということに、歴史的に残るそういうものを私は十分持つていただかと思ふ。それは軍人だけではありません。これは軍人といふことよりも、日本人として過去に

やったその自分の功績というものに対して、金鵄勲章や一時金、年金であがなえるものではない。そういうところから見て、きわめて政治的性質の強い法案を出して、しかもこれは議員立法として出されている。私はそれは日本国家の悠久性の維持のために尽くされたそういう功績があるならば、政府提案として、そのときの価値を評価する金鵄勲章の復活にひとしいものを、堂々として私はいまの民主国会に出してもいいのではないかと思う。それは出さない。恩給法とは本質的に違う。そういうところに私はこの旧金鵄勲章年金受給者に対する特別措置法案に對しては、七万円の金がほしいというところじやないのではありません。民主国会における、少なくとも国家財政支出を伴うところの法律案を懸案としてここで通すことは、将来民主国家としての大きな私は危殆に瀕する問題がやがて起こってくる。こういうこととわが党は反對しているのではありません。この点はこの法律案の対象者も十分理解していただきたいと思ひます。

以上で私の反對討論を終わります。

○大谷蔵之助君 私は、自由民主党を代表して本法案に對し賛成の意見を申し述べたいと思ひます。

先ほど山本さんの御討論もございましたが、本法案の憲法問題につきましては、いろいろ論議もございましたが、慎重審議された結果、本法案は憲法に違反するものではないことはすでに明らかになったと私は存じます。すなわち本法案の趣旨は、その第一条にも規定しておりますように、旧金鵄勲章年金受給者がかつて受けていた経済

的処遇を喪失し、精神的、経済的に不遇のうちに老残の口を送っている方々が多い現状に鑑み、その処遇の改善をはかるため特別措置として一時金を支給しようとするものでありまして、決して金鵄勲章そのものの栄典を復活しようとするものではありません。したがって、本法案が栄典の復活でない以上、憲法第十四条第三項の規定に違反しないことは明らかでございます。また、憲法第十四条第一項のいわゆる国民平等の原則との関係につきましても、そもそも国民平等の原則は単に物理的な、あるいは機械的な平等を意味するのじやなくて、合理性を持たない差別を認めないというのがこの条項の趣旨でございます。このことは別な立場から見ますと、文化功勞者に對し年金の支給が認められていることから見ましても明らかでございます。

軍人恩給もすでに復活しているのをごいまして、本法案の措置が合理性を持たない差別とはとうてい考えられないと思ひます。わが国の経済が最近ますます発展し、国民生活も向上の一端をたどつてまいりました今日、戦後処理の一環としてかかる措置がとられますことは、むしろおそきに失したとすら私は存じております。特に本法案は、旧金鵄勲章年金受給者のみを対象としておるのでありますけれども、旧一時賜金金鵄勲章保持者につきましても、その事情は同一だと考えております。なるべくすみやかに、これにも適用する措置を講ずべきであると考えるのでありまして、私はこのことを強く重ねて要望いたします。賛成討論を終わります。

○委員長(三木與吉郎君) 他に御意見

もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三木與吉郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案を問題に供します。本案件に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(三木與吉郎君) 多数と認めます。よつて、本案件は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任願ひます。

○委員長(三木與吉郎君) 次に、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

政府側出席の方は、野田総務長官、瓜生官内庁次長、小畑皇室経済主管でございます。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(三木與吉郎君) 速記をつけてください。

○伊藤彌道君 本法律案に関連して、二、三お伺いしたいと思ひますが、大體事務長官にお伺いしたい予定でございましたが、やむを得ぬ用がございます

すようですから、お済み次第、御出席方を委員長から要求していただきます。

まずお伺いしたいのは、内廷費に關連してお伺いしますが、皇室経済法第三条を見ますと、「予算に計上する皇室の費用は、これを内廷費、宮廷費及び皇族費」というふうな順序があるわけですから、その順序に従つて、まず内廷費に關連してお伺いしたいわけですから、これを歴史的に見ますと、戦前には国庫から四百五十万円が支出されておつたようです。過去においてはですね。その国庫から支出された四百五十万のほかに、御料林木の払い下げ、牧場、養漁場の収入など、学習院の使用料、こういうふうないわゆる不動産収入が相当額あつたようなんです。そこでまずお伺いしたいのは、これら不動産収入は時価に見積もつて大體どの程度の額であるのか、まずこの点からお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小畑忠君) 戦前の關係についての御質問でございますけれども、御承知のとおり、旧皇室の關係におきましては、現在のたてまえと全然違つておまして、御資會計と通常會計その他特別會計の關係がいろいろ入つておまして、いまお話がございますましたとおり、帝室林野局特別會計とあるいは学習院その他の會計とかいろいろなものが入つておりました。それで今日たてまえが変わりまして、現在の宮廷費、内廷費、皇族費の關係に戦前の關係と大體合はれて考へてみますと、昭和十一年ごろが大體安定しておりました時代かと思ふのでありますけれども、その時代に約千五百万円と

いうふうな程度の皇室経済の大体規模でございました。政府のほうから四百五十万円の定額が毎年入つたわけでございまして、おまなもののいたしましてはたてまえお話をございまして、たてまえ、帝室林野局特別會計の収入が相当大きなものでございまして、これは年々やはりその時代の木材の価格その他におきまして変わつておりましたけれども、大體千二、三百万円くらいの程度のもので収入としてあげられた、ちよつといふことでございました。計数を持ち合せておりませんけれども、大體その程度であつたかと存ずる次第でございます。

○伊藤彌道君 昭和二十二年の評価で三十七億三千万円という数字が出ておりますが、これはそのとおり理解してよろしいかどうかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小畑忠君) 昭和二十二年のたてまえの三十七億程度と仰せられましたのは、当時の皇室財産の總額でございます。

○伊藤彌道君 現在の内廷費の定額は六千万円になっておるわけですが、これを本法律案によつて八百万円増をして六千八百万円、こういうことであるわけなんです。この八百万円の増を計画しておるわけですが、それにはそれ相応の根拠があつてしかるべきだと思ふのですけれども、那邊にその根拠があるのか、これをまず御説明いただきたい。これはせつかく瓜生次長があられるから、そういう大綱のことは次長から……。

○政府委員(瓜生順良君) 中心の問題でございますから……この基礎は、これは内廷費の中に人件費の部分がご

ございます。その人件費の部分につきま

す。

○政府委員（瓜生順良君） さようでございまして、さういふことは、さういふことではございません。さういふことは、さういふことではございません。

知不足。

○伊藤顯道君 次にお伺いしますが、
 大体、三十二、三万坪もあるといわれ
 ている皇居、あるいはかつて先ほども
 申し上げた皇室財産のドル箱ともい
 うべき御料林とか、こういうものがす
 べて国有化したということ。お住まいも
 薬山とか那須の御用邸も、これも国有
 化して政府からお借りになっておる。
 あるいは乗用車に至るまで宮内庁の所
 有であつて、こういうことになります
 と、現在の陛下の財産にはどんなもの
 があるわけですか。

○伊藤顯道君 内廷費の使途について

具体的にお伺いしたいのですが。

○政府委員（瓜生順良君） 内廷費は皇室経済法にもありますように、内廷におられる天皇及び皇后、それから皇族の方の日常の費用、その他の諸費に充てるものと、こうございまして、その内容の概略を申し上げますと、いろいろ御交際に必要な経費ですとか、それから平素のいろいろな御服装に必要なものとか、お身回り品の経費とか、それからお食事に必要な経費、御旅行、それから備品とか、消耗品、そういう

ような経費、なお、そのほか神事に
関する経費がございます。この質所等
の神事に関する経費、それから内廷に
おります職員に対する給与の経費、
そういうようなものがございます。

○伊藤顯道君 この内廷費につきましては、いま御指摘があったように、皇室経済法第四条に要点が記載してあるわけですが、いま具体的にお伺いしておるわけですが、そうしますと、衣食住とかそういう一切の日常経費それと、生物学の研究をやっておられるので、その費用とかあるいは所得税、その所得税についてお伺いしたいのです。

が、これは調べてみると、所得税法の第六条によつて、内廷費には税を課さないといふように明記してあるわけですから、そこで、ここである所得税というのは、その内廷費に対する所得税ではない、内廷費以外の所得に対する所得税、こういうふうな解釈せざるを得ないわけですが、かつてお伺ひしたことがあるのですが、これは年額数十万円であるといふお答えが当内閣委員会でなされたことがあるわけです。まず、

ですけれども、そういう場合においても、
 金一封をお出しになるというふうな経費も
 中に入っておるわけでありまして、

それから所得税法との關係は、内廷費そのものにはかからないことになっております。しかし、たとえば御本を賣ってお出しになった印税が入りますと、そういうものに対しては税がございいます。それから、まあ内廷費で一部債券でも買っておられますと、そういうものの配当でもありますとそれに対しての税金があったりするというところでございいます。

○伊藤顯道君　そこで先ほどの理由とも関連するわけですが、人件費、物件費の問題から八百万円増、そこで、人件費は、陛下個人に現在ほたし二千五百名ぐらい置かれておりますが、そういう仕事の内容はどういうものか。それから人員とか、たとえば内掌典、こ

れは一体どういふようなことをなさつて、そのために四名予定されておる、そふいふことを具體的にお聞かせいたしたい。

○政府委員（瓜生順良君） 現在の内廷の職員は、やはり二十五名でございます。して、そのおもな部分は神事に携わる職員でございます。その中には、男の

職員は掌典と言っておりますが、それから、女の職員は内掌典、なおその下にその下働きをするお手伝いふうな人もおられますが、いまお尋ねの内掌典と申しますのは、寶所それから皇靈殿の宮中のそういう三殿のお祭りの、婦人としての参与する部分をやっておられるのですけれども、この中心は寶所でございますが、常にあそこの場所に住まわれて、昼夜いろいろな奉仕を

されておるということでございます。

○伊藤顯道君　内掌典、掌典、これはいろいろ違いがあるのですか。掌典とていうのは神官のようにいままで理解しておったのですが、その内掌典と、内掌典も祭りのことに関係する、それなから掌典が神官だから祭りに関することではない一切掌典にということではないわけだかと思うのですけれども、そこをどうをひとつ。

○政府委員（瓜生順良君）　この掌典は祭りのそのものの奉仕をしておりますが、内掌典のほうはごく奥のほうのその神殿のところを清めました、それ

からいろいろお供えの準備をしましたり、あるいはおあかりをつける場合にもそれをつけたり、掌典よりももっと幾らか奥まった、まあ祭りのものというより祭りのいろいろな基礎になることをやっておられるということで、そこに違いがあるのでございます。

○伊藤顯道君　皇室經濟法の附則の②に「この法律施行の際、現に皇室の用に供せられてゐる従前の皇室財産で、国有財産法の国有財産となつたものは、第一条第二項の規定にかかわらず、皇室經濟會議の議を経ることなく、これを皇室用財産とする。」かういふふうに明記されておるわけだ。

そこでお伺いしたいのですが、従前の皇室財産で国有財産法の国有財産とならなかったものはあるのかないのか、もしあるとすればどういうふうなものがあるのか、この点を明確にしたい。

○政府委員(瓜生順良君) この従前の皇室財産でちょうどこの法律が施行の際にはあつたものとしては、ここにありますように国有財産になっております。

すが、戦後この法律が出るまでの間に、憲法に皇室財産はすべて国有とすというので国有になったもの、それからその憲法のまだその前にいろいろ御用邸などで普通の公共団体のほうにお渡しになったものが相当あります。たとえば東京ですと浜離宮のようなところですが、あるいは関東では日光の御用邸とかあるいはずっと遠く兵庫のほうの離宮というのもございましたり、そういうふうな離宮の相当の部分はお渡しになったものが相当ございました。

それから財産税として混納されたものも相当ございまして、ちょうど皇室経済法が施行になります際にはおおむね現在の皇室用財産としての国有財産というふうなものになっていたわけでございます。

○伊藤顯道君　いまお伺ひした皇室經濟法の附則の②と、憲法八十八条との關係はどうか、その点を明らかにしていただきたい。その憲法八十八条は言うまでもなく「すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならぬ。」憲法八十八条はこう明記しておるわけです。附則の②では「従前の皇室財産で、国有財産法の国有財産となつたものは」以下省略しますが、「皇室用財産とする。」こういうふうになつておりますね、その二者の關係について明らかにしていただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) この憲法のほうではすべて皇室財産は国有とするとありますので、憲法によりましてその憲法の施行の当時に皇室財産であつたものはすべて国有になつた、この附則の第二項は「現に皇室の用に供せら

れている従前の皇室財産で、国有財産法の国有財産となつたものは、」とありまして、ここに書いてありますものは、その当時皇室財産であつたものではないので、前に皇室財産で現在は「国有財産法の国有財産となつたもの」というふうにごさいまして、その当時にもう国有財産なのでございます。ただそれを皇室の用に供するものは皇室用財産とすることにつきましては、前の皇室経済法の第一条第二項には皇室経済会議の議を経るようになっておりましたが、現在の法律ではそれが削除になっておりますけれども、そういう条文があつて、これは皇室経済会議の議を経なくても、これは皇室用財産としての国有財産とするということをここに書いてあるのでございます。

○伊藤顯道君　この皇室用財産は憲法

八十八条によつて國に屬する、そうして國有財産として大藏省へ返還されて宮内庁がこれを所管する、こういうことであらうと思ふんです。そこで宮内庁にお伺いするわけですが、皇室用財産のおもなもののどのようなものがあるのかお伺いしたい。ここではそのおもなものについて御説明いただいて、なお項目名とか、土地、數量、建物、坪數、所在地、こうした詳細については、次期当内閣委員会に資料として御提出いただきたい。それでおもだったものだけをひとつここで口頭でお答えいただきたい。

○政府委員(瓜生順良君) おもだったものを申しますと、皇居の地域並びに施設、これがございます。それから御用邸、御用地というのは赤坂のほうに御用地があります。それから常盤松のほうに御用邸があります。それから

葉山のほうにも御用邸がある。那須のほうにも御用邸、沼津にも御用邸、そういうような御用地、御用邸というのがございます。それから下総の御料牧場、それから越谷にございます。それから京都御所、それから修学院離宮、桂離宮、それから正倉院、それから御祖先のお墓である陵墓、これがございまして、そういうものが国有財産としての皇室用財産でありまして、全体を土地で言いますと全部合わせまして約七百八十七万坪くらいになります。その部分にいろいろ建物がございますが、建物の部分は東京から地方に散らばっている全部を合わせまして五万一千坪になります。

○伊藤顯道君 この皇室用財産を時価にするのと一体どのくらいになるのか、

また、全国有財産に対する比率はどのくらいになるのか、ここでは概要だけ承って、その詳細については次回資料として御提出いただきたいと思ひます。

○政府委員（小畑忠君） 計数にわたりますから私から申させていただきたいと思ひますが、土地及び建物の評価につきましては、大蔵省のほうで評価いたしておるのでございますが、ただいま次長から申し上げました土地建物につきまして、総額で、土地につきましては二百四十一億八千四百万円程度でございます。建物につきましては八

億五千百万円程度に相なっております。

○伊藤顯道君　皇室経済法の第五条を見ますと、宮廷費の面についての条項があるわけですが、そこで以下宮廷費についてお伺いしたいと思います。

が、この宮廷費は、内廷諸費以外の宮廷諸費に充てるものとし、宮内庁でそれを経理する。」こうあるわけです。そこで、まずお伺いしたいのは、三十八年度は八億三千三百二十一万で、三十九年度すなわち新年度は二十二億四千万七千七百六十四万六千円、結局十四億一千四百四十三万六千円の増となっておるわけです。そこでお伺いしたいのは、この十四億一千四百四十三万六千円の増のうち新宮殿の建設費、これはたしか五カ年計画ぐらいでやられる予定になっておるので、三十九年度分はどれくらいか、また、人件費についてはどのぐらいになっておるのか、そのの大綱をひとつ御説明いただきたいと思います。

○政府委員(小畑忠君) 三十九年度の
官廷費の中の宮殿の關係でございます

けれども、これは御承知のとおり、四十一年を目標として完成するように進めておりますけれども、一応予算年度の關係で、各年ごとに經費を上げておると、こういうふうな状況でございます。で、宮殿の關係といたしましては、宮殿そのものの關係と関連的な施設とございますけれども、三十九年度におきましては、十五億二千六百万円というふうな計數をお願いいたしましたので、可決になった次第でございます。

○伊藤顯道君　新宮殿建設費の三十九年度分、それから人件費の総額について、はどれくらいかもお伺いしたわけで

す。

○政府委員（小畑忠君） 人件費の關係は、皇室費の關係でございませんで、宮内庁費のほうにその總額があがつておる次第でございますけれども、宮内庁費といしましては、三十九年度に

おきまして総額約九億一千万円程度の予算をお願いいたしております。そのうち純粋の人件費に当たります部分は八億三千三百万円と、こういうふうな数字に相なっております。

○伊藤顯道君　そこで、関連あるからお伺いたしますが、宮内庁の現在の定員は何名になっておって、なお、その充足状況はどのようになっておるのか。

○政府委員(瓜生順良君) 現在の定員は、特別職の関係で二十八名、それから一般職の関係で千百九十二名というふうになっております。なお、三十九年度に一般職の定員を二名ふやしている

ただとうとうのを総理府設置法等改正の中にお願ひしております、国会で審議をいたしております。

○伊藤顯道君 充足状況もあわせて御説明願ひたいと思います。

○政府委員(厚生大臣) 充冠状況でございりますが、特別職の関係で一名欠員があります。これは東宮職の関係です。ね、一名だけ目下選考中です。それから一般職の関係で見ますと、私の手

元にありますこの資料によりますと千百六十八が現員ですが、定員が千九十二ですから、千百六十八を引きますと二十四名欠員があるという状態です。

○伊弉諾追君 国家もしくは社会に貢獻された方がなくなつた際に民間でいう香典、また、宮中でいわれている祭祀料を出されると思いますが、これは宮廷費の中から出されるのだと思ひ

ますけれども、その点について……

○政府委員（瓜生順良君） これは宮廷費の中の報償費から出しております。

○伊藤彌道君 天皇及び内廷皇族の服

与の総額三百七十万を今回六百五十万に改めようとしておるわけですが、この賜与の内容をまず承りたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 賜与の概要でございますが、まず考えられておりますのは、天災地変等に際しましての見舞い金をお出しになつております、こういうものの、それから各種の社会事業団体等に対して奨励金のようなものをお出しになつております。特に天皇誕生日の前に相当としまして、厚生省関係とか法務省の関係文部省の関係、それから運輸省の関係、そういうようなところでの社会事業団体に対して奨励の意味で金一封をお出しになつております。それから学士院ですとか芸術院とか発明協会、そういうようなところに対して金一封をお出しになつております。そのお出しになつた金一封が、そういう会の方で恩賜賞というところで、優秀な業績をあげられた方にお渡しになつております。そのほか、皇室と特に関係の深いような、たとえば蹴鞠の保存会ですとか、あるいは八瀬の童子会とか、京都時代からいろいろ御縁故のあったところにそういう事業の奨励の意味で金一封をお出しになつております。そういうようなものがございまして。

○伊藤道雄君 賜与についてさらに伺ひたいのですが、昨年度の賜与と献上の実績はどのくらいになつておるのか、まず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(瓜生順良君) 賜与の実績は、これは制限額が三百七十万、それを上回らないようになされております。それから、いわゆる献上、譲り受けの関係は、これは内廷を通じて百二十万というものが規定でございまして、その範囲でされておるわけでございます。この詳細な点は、これもこの皇室の私経済に属する部分のものでございまして、つまびらかに申し上げることは御遠慮さしていただきたいと思います。

○伊藤道雄君 宮内庁は憲法調査会に出された資料を拝見いたすと、こういうことがあるわけですが、そのときに意見が具してあるわけですが、「昭和三十三年度の実績は、賜与は三十八万七〇〇〇円、献上は一〇八万九千九百四〇円となつてゐる。賜与は災害に対する見舞金・社会事業・学術団体に対する奨励金等であるが、不測の災害の場合などは宣伝売名の弊害も伴ひやすいため極力厳格に処理している。特に献上の制限については引き上げる必要があるとの意見もあるが、宮内庁当局としてはその必要を感じていない」というふうな意見が述べられておるわけですが、そこでお伺ひしたいのですが、その宮内庁の意見をお伺ひするわけですが、その御意見には現在も変わりがあるのかないのか。この点を明確にしたい。

○政府委員(瓜生順良君) それは憲法調査会に高尾主管が出て参考人として申し上げたことであると思ひます。この賜与の関係につきましては、これはやはりだんだん物価なんかも上がつてまいりますから、そういう関係でやはり金一封の内容も、やはり社会情勢に依つてある程度上げなければいけないというので、やはり増額の必要を感じております。そこで今度のこの法律の改正をお願いする際にもその賜与額の増額の点が実は主なのでございまして、譲り受けのほうの百二十万、このほうは従前はございまして、譲り受けの関係はちょうど賜与額の金額を三百七十万を六百五十万にしましたのは、この前の三百七十万がきまりましたのが昭和二十四年で、それから三十八年の十一月の物価指数を見ますと六割八分も上がつてゐる。そういうものをかけてそれに端数を繰り上げて六百五十万というふうにしてありますが、譲り受けのほうは、この金額がきまりましたのは昭和二十二年でございまして、これを一としますと三十八年の十一月は四・〇四。この二十二を基礎にするとなつておるわけですが、そうしますとこれは百二十万に四・〇四をかけますと、約五百万になるわけでございますけれども、譲り受けのほうの関係はそう上げても、譲り受けのほうの必要もないということもございまして、しかしながら、やはり情勢によりまして物価指数等も上がつてゐるという程度勘案しておいたほうがよいというところで、現在の賜与の額の三百七十万に対して、譲り受けが百七十万の割合がちょうど三対一くらいになつておるもので三対一くらいの比率にしてこの二百二十万というのを出しましたわけでございます。いわゆる物価指数的な観点から見ると、ずっと低くはなつておらず、この点は譲り受けの点は特に増額ということを強く痛感をする点はないのでございましてけれども、しかしながら、世間の物価指数等をやはりある程度勘案して少しは考へていたのだというほうがよろうと、そういうことで増額をお願いいたしました。したが、しかしながら、実際の運用にあつたては、これは最高額でございまして、これは現在、献上につきましても、これは特別の場合以外はこの額をお受けにならないというたてまえで進んでおりまして、やはり従前の御方針で陛下はなさることと思ひますので、譲り受けのほうは、制限は上がりませんが、実際は相当下回つて、いままでと大体似たようなもの、金額のものをお受けになる範囲にとどまるだろうと思つております。

○伊藤道雄君 そうですと、いまの賜与の内容を承りたいということに対していろいろ説明があつたわけですが、これは一切内廷費から支出されるわけですか。いま賜与の説明はありましたが、これは天災地変に対する見舞い金とか、あるいは社会事業に対する奨励金とか、あるいは学術、芸術に対する恩賜賞等、賜与という内容は、そうである、この使途の財源は内廷費から、こういうことですか。

○政府委員(瓜生順良君) さうでございます。

○委員(三木與吉郎君) ちょっと速記をとめて。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

○委員(三木與吉郎君) 速記をつけよう。

この法律は、公布の日昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、労働省設置法の一部を改正する法律(小字及び一)は衆議院修正の部分)

附則
この法律は、公布の日昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、

第二十二條の表の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

四月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

国家公務員に対する寒冷地手当に関する法律

第一条第一項中「職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者(以下職員という。)」を「職員のうち、内閣総理大臣が定める日(以下「基準日」という。))において北海道その他寒冷の地域で内閣総理大臣が定めるもの(以下「寒冷地」という。))に在勤し、常時勤務に服する職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)」に改め、「法律第九十五号」の下に「以下「一般職給与法」という。」を加え同項に後段として次のように加える。

基準日から引き続き在職する職員

で内閣総理大臣が定める期間内に寒冷地以外の地域から異動して寒冷地に在勤することとなったもの(内閣総理大臣が定める職員を除く。))に対しても、同様とする。

第二条を次のように改める。
○第二条 北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、支給地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた次の表に掲げる額を加算した額とする。

支給地域の区分	世帯等	
	世帯主である職員	その他の職員
甲 地	二七、二〇〇円	一八、一四〇円
乙 地	二五、〇〇〇円	一六、六七〇円
丙 地	二三、三〇〇円	一五、五四〇円

2 北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあっては八千六百円(扶養親族のない職員にあっては五千七百四十円、その他の職員にあっては二千八百七十円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を加算した額とする。

3 北海道及び前項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額とする。

4 前三項に規定する定率額は、基準日における職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額に百分の八十以内で地域ごとに内閣総理大臣が割合を乗じて得た額とする。

5 前条後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定による額に内閣総理大臣が定める割合を乗じて得た額とする。

6 北海道及び第二項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、内閣総理大臣が定める当該地域に係る地域に内閣総理大臣が定める期間内に在勤する職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。))で前条の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、二千五百円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を寒冷地手当として支給する。

7 前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員が内閣総理大臣が定める期間内に、寒冷地手当の額の異なる地域に異動し、又は寒冷地以外の地域に異動した場合に、当該職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。))に、その異動した地域に在勤する職員が受ける寒冷地手当の額等を考慮して内閣総

理大臣が定める額を支給し、又は返納させるものとする。

8 第一項の表に掲げる支給地域の区分は、別表のとおりとする。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 寒冷地手当は、一般職給与法第二十三條第一項から第三項まで及び第五項の規定による給与の支給を受ける職員に支給する。

2 一般職給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項の規定による給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項の規定による割合を乗じて得た額とする。

第三条第一項中「前条」を「前二条」に、「支給地域並びに寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給額、支給期間」を「支給日」に改め、同条第二項中「第一条第三項、第二条第二項及び第四項」を「第一条、第二条第二項及び第四項から第七項まで」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 この法律の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に規定する職員に準用する。この場合において、第二條の二第一項中「一般職給与法第二十三條第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十三條第一項から第三項まで及び第五項」と、同条第二項中「一般職

給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項」とあるのは「防衛庁職員給与法第二十三條第二項、第三項及び第五項」と、第三條第二項中「人事院の勧告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して」と読み替へるほか、自衛官については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 第一条中「内閣総理大臣が定める日」とあるのは「内閣総理大臣が定める期間内」と、「常時勤務に服する職員」とあるのは「常時勤務に服する職員及び寒冷地に防衛庁長官の定める定けい港を有する船舶に乗り組む職員」と読み替へ、寒冷地手当は、第二条第六項の規定による額を除き、内閣総理大臣が定める期間内の各月に、第二条第一項から第三項まで及び第二条の二第二項による額の範囲内で内閣総理大臣が定める額を分割して支給する。

二 政令で定める自衛官については、第二項第一項及び第二項の規定による加算は行なわない。

三 第一条第一項、第二項及び第四項中「基準日」とあるのは「内閣総理大臣が定める日」と読み替へる。

四 第二条第四項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」とあるのは「職員の俸給、扶養手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当及び管外手当のそれぞれ月額(航空手当、乗組手当及び落下傘隊員手当については、それぞれの月額に政令で定め

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 佐賀市与賀町西精一、

三十一 古川充二外百
二十三名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一六九七号 昭和三十九年四月六日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 佐賀市本庄町一 長瀬

正三外百二十三名

紹介議員 鍋島 直昭君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一六九八号 昭和三十九年四月六日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 高知市小津町七〇 前

原稔治外百一名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七〇三号 昭和三十九年四月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市伏見町一、八八

三根井外喜男外三十四名

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七〇七号 昭和三十九年四月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 大阪市天王寺区堂ヶ芝

町一八九 北山康夫外

二十九名

紹介議員 中山 福藏君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七〇八号 昭和三十九年四月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 大阪市東住吉区加美正

覚寺町二、五九六 大

浦敏弘外二十一一名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七〇九号 昭和三十九年四月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 秋田市手形西新町一ノ

四野口清外五十六名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七一〇号 昭和三十九年四月七日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市北二十七条東三

丁目 横沢弥三郎外二

十六名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七一六号 昭和三十九年四月七日受理

二ノ三六七 芦田弘夫

外六十名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七二八号 昭和三十九年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 福岡市住吉松月町二七

一有吉正一外二百八十八

三名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七四一号 昭和三十九年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 三重県安芸郡河芸町一

色今村晃外十九名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七四二号 昭和三十九年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 新潟市水道町一丁目

落合敏吾外二百五十五名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七四三号 昭和三十九年四月八日受理

(十通)

請願者 福岡市下桶屋町三

川雄次郎外百四名

紹介議員 野田 俊作君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七四四号 昭和三十九年四月八日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 福岡市草香江二ノ一七

ノ七 武谷健二外二百

八十九名

紹介議員 亀井 光君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七六四号 昭和三十九年四月九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 宮城県仙台市川内大橋

通一二 門間政三外三

百五十八名

紹介議員 村松 久義君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七六五号 昭和三十九年四月九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 札幌市北十五条西五丁

目中川秀恭外七十六名

紹介議員 井川 伊平君

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 和歌山県橋本市橋本四

七谷口美智雄外八十

九名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七六七号 昭和三十九年四月九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 鹿児島市武町八〇二

石神重男外五十二名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一七六八号 昭和三十九年四月九日受理

国立大学教官の待遇改善に関する請願

請願者 三重県津市古河五一七

山家光治外二十八名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一一八三号と同じである。

第一六三八号 昭和三十九年四月三日受理

軍人恩給に関する請願(七通)

請願者 埼玉県羽生市大字上手

子林一六五 板橋己之

承外千四百名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は第七号と同じである。

請願者 埼玉県行田市大字上池
守八四四 木元和四外
千三百十三名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一六四〇号 昭和三十九年四月三
日受理

元満州拓殖公社員であった公務員等に
対する恩給法等の特例制定に関する請
願

請願者 東京都豊島区巣鴨七ノ
一、八五五満拓会内坪
上貞二

紹介議員 高橋 衛君

元満州拓殖公社員であった公務員等
(約五百名)に対しても元満州国官吏
及び元満鉄社員外八団体の社員に対す
ると同様、恩給法等の特例を制定して
処遇の公平を期せられたいとの請願。

理由

満州拓殖公社は、昭和十二年八月三十
一日、日滿両国政府間の議定書に基づ
き、しかも両国合弁出資によって設立
された特殊な公社であった。また、そ
の使命とする業務は日本政府の強力な
指導のもとに、日本人開拓者を満蒙の
未開地へ入植させ、同地を食糧基地と
するため増産を図ることであり、当時
の情勢はすみやかにこの大事業を達成
することが急務であったので、各種技
術者、事務経験者その他あらゆる人材
を要請しなければならなかったため、
日本政府から都道府県等に対して土木
及び農業関係技術者その他一般事務系
統の県職員等を満州国へ派遣するよう
勧奨した結果、農林省、拓務省をはじ
めとし各都道府県から多数の職員が満

拓公社員として入社した。終戦後これ
らの者は、それぞれ元勤務した都道府
県職員あるいは国家公務員として就職
し現在に至っている。

元満鉄社員等が恩給法等の特例制定に
より恩恵を受けている以上、実質的に
日本政府の公務員とならざる異なると
ころのなかった元満拓公社員に対して
も同様措置を講ずるのは当然である。

第一六七二号 昭和三十九年四月四
日受理

退職警察職員の恩給是正に関する請願

請願者 千葉市市場町二千葉県
警友会連合会内 渡辺
良雄

紹介議員 木島 義夫君

退職警察職員の生活は、著しい物価の
値上がりにもかかわらず恩給がこれに
伴わないため、常に不安な状態にある
から、適切な生活を保障するよう恩給
是正の措置を講ぜられたいとの請願。

理由

一、警察官は、人命財産の保護と社
会の治安維持のため常に危険に直
面しているため、殉職する者も数
多く、この点かつての軍人と異な
るところがない。

二、昭和二十三年六月以前の退職者
で恩給受給者は四万五千八百余人
いるが、このうち三万四千五百余
人は年額七万円以下の恩給で生活
保護費(六十才の男性で年間七万
六千八百余円)よりも低額であ
る。(資料添付)

第一六七三号 昭和三十九年四月四
日受理

退職警察職員の恩給是正に関する請願

請願者 群馬県前橋市曲輪町群
馬県警内群馬県警友会
内 清水生松

紹介議員 丸茂 重貞君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同
じである。

第一七六九号 昭和三十九年四月九
日受理

退職警察職員の恩給是正に関する請願

請願者 宮崎県市別府町一〇社団
法人宮崎県警友会会長
本島才次郎

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一六七二号と同
じである。

第一七〇〇号 昭和三十九年四月七
日受理

中小企業省設置促進に関する請願

請願者 徳島県小松島市新港三
六(貿易会館内) 日本
中小企業政治連盟小松
島支部内中島源

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一二八二号と同
じである。

第一七五九号 昭和三十九年四月九
日受理

中小企業省設置促進に関する請願

請願者 北海道旭川市常盤通一
丁目旭川商工会議所事
務局内日本中小企業政
治連盟旭川支部内 筒
井英樹

紹介議員 堀 末 治君

この請願の趣旨は、第一二八二号と同
じである。

第一七六〇号 昭和三十九年四月九
日受理

中小企業省設置促進に関する請願

請願者 東京都中央区宝町三ノ
七東京冷凍業協同組合
理事長 外口茂三郎

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一二八二号と同
じである。

第一七六一号 昭和三十九年四月九
日受理

中小企業省設置促進に関する請願

請願者 東京都千代田区神田三
崎町二ノ四二全日本写
真製版工業会内 斎藤
良雄

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第一二八二号と同
じである。

第一七六二号 昭和三十九年四月九
日受理

中小企業省設置促進に関する請願

請願者 三重県桑名市参宮町六
〇九桑名鉄工協同組合
理事長 田中健次

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第一二八二号と同
じである。

第一七二二号 昭和三十九年四月七
日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する
請願

請願者 北海道釧路市共栄大通
五ノ一 高梨万次郎外
三千百五十五名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第五四号と同じで
ある。

第十九号中正誤

ペー 段 行 誤 正

三 四 終わり いるわま いるわけ

ハ 一 終わり 説明とし 説明員と

二 一 終わり 無医村、 無医村

二 一 終わり 就職、 就職

二 一 終わり 一般の わけで 一段の

第二十号中正誤

ペー 段 行 誤 正

一 一 終わり 島本正一 島本正一

三 一 終わり 存否 賛否

六 四 終わり 金銀 金銀

七 二 終わり 殊勲功十 殊勲功十

八 五 終わり 戦後、 戦役に

二 一 終わり 形式で論 形式論理

二 一 終わり もの一つ ものの一

昭和三十九年四月二十七日印刷

昭和三十九年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局